

東大和市議会平成18年第1回厚生文教委員会記録

平成18年3月16日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	佐村明美君	副委員長	中村庄一郎君
委員	長瀬りつ君	委員	藤原宏子君
委員	関田貢君	委員	下条学君
委員	小林知久君		

欠席委員（なし）

委員外議員（6名）

議長	松浦誠君	1番	粕谷久美子君
4番	二宮由子君	7番	粕谷洋右君
18番	中間建二君	22番	尾崎保夫君

事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	仲里章君	主事	小松好江君
主事	三浦文一君		

出席説明員（4名）

助役	佐久間栄昭君	福祉部長	関田実君
社会福祉課長	町田悦郎君	児童福祉課長	江田政雄君

会議に付した案件

- (1) 第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例
- (2) 18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情
- (3) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時39分 開会

○委員長（佐村明美君） ただいまから平成18年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（佐村明美君） 第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（関田 貢君） ただいま提案されました障害者自立支援法が4月1日より施行されるに当たり、当市でも障害程度区分判定審査会の委員の定数条例を決める必要があるということで、まず質問をしたいのが、この資料で第4条、審査会に設置する合議体の数は2以内、そしてその数字の2、3というところで、合議体を構成する委員の定数は6人以内ということについて、合議体ということの意味するところですね。そして、合議体を構成する定数は6人以内という定数を決めるに至って、基本的な基準は何を基準で、このような定数が出てくるのかということ、まずお伺いしておきます。

それで、当市の一般質問の中でも障害者自立支援法の中身については質問された方がいますけれど、その中身について、この障害者自立支援法の3団体、3障害者の施策を一元化するというところで理屈はわかるんですが、身体障害者、あるいは知的障害者、精神障害者のそれぞれ当市では何人ぐらいいらっしゃるって、合計何人が対象になっているのかということですね、お伺いしたい。まず、それだけお伺いしておきます。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 合議体でございますけれども、合議体につきましては、審査会におきまして、障害程度区分を判定するための組織の位置づけでございます。また、6名でございますけれども、あるいは2合議体ということもございますけれども、現在、障害者の数もあわせて御質問いただきましたので、あわせてお答えを申し上げて、御説明をさせていただきます。

現在、身体障害者の方がおおよそ児童を除きますと2,094人でございます。知的の方が児童を除きまして263人ほどでございます。児童の方が151人ほどでございます。精神障害の方が手帳の所持者でおおむねでございますけれども200人程度でございます。この中で、現在、支援費制度を御利用いただいております方が376人ほどおいででございますけれども、障害程度区分につきましては、平成18年10月以降の介護サービスを御利用いただく方につきまして対応するわけでございますけれども、うち児童の方につきましては、養育者等がいるということもあるかと思っておりますけれども、対象外でございます。

また、10月から地域生活支援事業等に移行します方も対象外になりまして、見込みでございますけれども、身体障害者につきましては61名ほど、知的障害者につきましては62名ほど、児童につきましてはゼロ人でございます。精神障害者につきましては20名ほどを予定しております。

なお、この人数につきましては、現在の見込みでございますので、10月以降御利用の予定の方が9月までに新たに申請をされることも考えられますので、おおむね150名から160名の方が障害程度区分の判定を要するというふうに考えております。

このような中で、5月以降随時判定をしていく予定でございますけれども、1回の判定に当たりまして、おおむね10世帯、2時間程度で10世帯程度を今想定してございますけれども、160前後の世帯がございますので、10月に向けまして、5月から8月までぐらいにかけまして、16回程度の作業が必要であろうというふうに考えております。現在、週1回、月4回程度実施をした場合に、各委員さんの御指摘を考えますと、二つの合議体を設け、月2回の御出席ということを考えているところでございます。このようなことから、2合議体という

ことで予定をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） わかりました。今の説明で、どうもこの合議体と一本化にできない難しさというのが、この160名の方が今の報告だと予定されている人員が区分の判定に対象する人数だと今おっしゃいましたね。そして、その人数の中で合議体で決められる2回のグループが、6人、6人で決められるということの合議体というふうに、ただ合議体という説明が判定の位置づけだと、こういうふうに言われましたけれど、介護保険でも審査会というのがあるわけですよね、同じように認定をするときにね。そのときには、合議体という言葉はなかったと思うんです、合議体という言葉が。だから、その合議体という意味が、なぜここでそれだけ審査が難しいのかということをおぼろげに僕は思うわけ。その辺のことが、いや、違うんだと言ってもらう。

それと、基準がさっき説明を僕求めたんですけれども、その6人以内とするという合議体を構成する委員の定数6人という基準は、人数が160人だから6人以内でいいんだと、そういうふうに見るのか。さっき当市では2,090人の方がいらっしゃるけれど、そこに区分を判定される方が160名が対象だという、その辺の数字を見て、この人数というのは僕は決められているんだろうというふうに想定するんですが、この根拠がちょっとわからないので、その説明をお願いします。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 6人という人数でございますけれども、国におきましては施行令におきまして、合議体の委員のおおむねの標準数といたしましては、1合議体5人というような形でございます。市におきましては、適切な審査をするということの中で、医療関係者3人並びに身体、知的、精神関係の各お1人の方の構成を予定をいたしまして、計6人という内容にしております。

○委員（藤原宏子君） 参考に規則もいただいたんですけれども、規則の方を聞いてもよろしいですか。

厚生文教委員会に付託されるのに、本会議で聞いてしまっただ変申しわけなかったんですけれども、そういうことで大体内容はわかったんですけれども、判定審査会の規則の案というのをこの間いただいて、その中でずっと読んでみますと、政令に基づいて合議体という言葉が出てきておりますし、合議体でいいんですけれども、ちょっと読んでいきますと、合議体の会議の招集、第5条になるんですけれども、それまでは合議体という言葉がずっと出てきて、そこで合議体の長（以下、「部会長」という。）が招集する。となっているんですね。普通、何かその合議体ができれば、それを何とか部会というふうに規定するんじゃないかなと思うんですが、そういう言葉がちっともなく、そして突如、部会長が出てきて、それで部会長は合議体の会務も総理するんですけども、選出するというのがちっともなく、それで第6条の2項に合議体に副部会長を1人置いて、部会長の指名によって、これを定めると書いてあるんですけども、そこら辺の部会という名前がないことと、部会長をどう指名するとか、選任するとかというのがないんですけれど、これはこの規則の案は、こういうことでよろしいんですか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 規則の案につきまして、御質問をいただいたところでございます。

条例におきましては、第2条におきまして、委任規定を置いてございますけれども、この中におきましては、法及びこれに基づく命令並びにこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項を規則で定めるということを用いております。ただいまの合議体でございますけれども、合議体という表現と合議体の長にかかわる部会長という表現の内容かと思いますが、法施行令におきまして、第8条の中におきまして、合議体という表現が国の制度上の表現としてございますので、規則の中におきましては、合議体を部会という形での読みかえが、まず一つ行っていないということがございます。

なお、合議体の長という表現でございますけれども、なかなか日本語といたしまして、合議体長というものが、ちょっと表現としてなじみにくいということがございまして、合議体の長につきましてだけは部長という表現に読みかえをさせていただくということがございます。

また、その長の選出の規定がないということでございますけれども、法施行令におきまして、第8条第2項におきまして、合議体に長を1人置くという規定がございますので、条例第2条におきまして、命令に規定がございますので、これにつきましては、規則におきまして定めを置かなかつたということでございます。

○委員（藤原宏子君） それで、では条例の方に戻るわけですが、一つの合議体を6人ということで、二つの合議体を置くということになりますよね。そうしますと、医師が3人、それからあと身体、知的、精神の中から1名ずつということなんですけれども、単純に医師3人ということではなく、どういう医師、やっぱりそういう三つの障害、3障害にかかわる医師ということになるのでしょうか。

それから、それぞれの障害者の方から選出するということですが、この選任については具体的にどんなふうを考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○福祉部長（関田 実君） まず、委員の選任の考え方でございますが、障害者の実情に通じた者のうちから選ぶと、学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行える者を任命するというような形になっております。そういうようなことから、お医者さんにつきましても、精神並びに内科の先生ですね、身体障害の判定をできるような先生、そういうふうなところを視野に入れているということでございます。

それと、もう一つのメンバーの中に障害者をというようなことですが、これにつきましては、この障害者自立支援法が成立するときに附帯決議がございます。その中で載っているのが、これが17年10月13日、参議院厚生労働委員会、この中で障害者自立支援法に対する附帯決議ということで、市町村審査会について、障害者の実情に通じた者が選ばれるようにすること。特に、障害、保健、福祉の経験を広く有する者であって、地域生活に相当の実績を持ち、中立かつ公正な立場で審議が行えるものであれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知すること、ということでございまして、今、市の方で考えておりますのは、そのようなそれぞれの中立・公正が図られるというような人でしたら、障害者をその中のメンバーに加えるというような形を考えているということでございます。ただ、人選はまだ決まっておりません。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） まず、第二次判定を行う審査会に行く前の一次判定がありますよね。先ほど、何人ぐらいというのは多分一次判定をして、その後、要するに介護給付を希望する場合の人たちが第二次判定、審査会にかけられるということに考えていいんですよね。そうすると、まず制度の根本の利用の根本的なところなんですけれど、まず一次判定、いわゆるコンピューターで106項目の一次判定を行うというのは、すべての障害者が受けなければいけないものなのかどうかということと、それから利用の手続を踏んでいくのに当たって、まず自立支援給付と、それから地域生活支援事業と二つに分かれていますよね。地域生活支援事業のみを希望する障害者の方は、一次判定も受けなくていいのかどうかということと、それから自立支援給付を選んだ場合には———の中の介護給付と、それから訓練等給付と、それから自立支援医療と三つあるわけですが、この訓練等給付の方の場合は一次判定をした後、二次の審査会にはかけられずに、あとは市と相談してやっけていくんでしょうけれども、自立支援医療の方を選んでいらっしゃる方というか、今現在、医療だけかかっている方、特に精神の場合なんかは多いんですけども、そういう方たちも一次判定を受けなければいけないのか。それで、自立支援医療の場合、第二次判定まで行くのか、その辺の違いを、まず最初に教えてください。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 二次判定を行います方につきましては、介護給付を御希望されて利用申請をされた方になります。医療につきましては、審査会の判定というものは必要がないという仕組みでございます。医療につきましては、判定自体もないわけでございます。

○委員（長瀬りつ君） そうすると、現在さまざまな形で障害手帳を持っている人も、持っていない人も、さまざまいらっしゃると思いますが、そういう方たち、障害をお持ちの方、すべての方たちが、まず第一次判定、コンピューターによる第一次判定を受けるのかどうか、受ける必要があるのかどうかということですね。それは、サービスの利用を希望すればということなんでしょうけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○社会福祉課長（町田悦郎君） はい、サービスの御利用を御希望される場合でございます。

○委員（長瀬りつ君） その後、第一次判定を受けて、なおかつ訓練とか、医療ではなく介護給付、要するにサービスを受けたいという方について、その方たちの分が審査会の方に回るということですよ。そうすると、現在、かなり長時間の介護給付を今支援費で利用していらっしゃる方がいると思うんですが、そういう方たちのこれまで受けていた時間数よりも、例えば時間数が少ない時間数の判定が出た場合、そういう方たちは不服申し立てというのは、審査会に対してできるのでしょうか。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 御利用いただくまでに2段階ほどございまして、審査会におきまして、障害程度の判定をいただきまして、市がそれにつきます結果を御本人様に御案内差し上げるわけでございますけれども、その後、実際の御利用をいただきますときの御利用していただくサービスの量につきましては、改めて決定をする仕組みになるわけでございます。

なお、今、御質問ございました障害程度区分に基づきます恐らく国の程度ごとの利用時間が、現在の御利用時間と相違をするというようなことも出てくるかと思えます。その後の支給量につきましては、市の方で決めていくわけでございますけれども、今後、国の資料等によりましては、各団体におきまして、支給の基準を各団体ごとにつくりまして、それを上回るような御利用の申請だとか、あるいはそれが妥当であるような場合におきましては、支給決定に際しましては、市が審査会に意見を求めるという仕組みになっておりまして、その結果を踏まえまして、最終的な支給量が決まってしまうという仕組みになります。

○委員（長瀬りつ君） 審査会から判定が出て、その後、市が利用意向だとか、勘案事項とか、いろいろありますよね。そういったものを含めていって、御本人の利用時間数とすれば利用時間数を決めるとするじゃないですか。それが、その方がどこの段階に、要するに1段階から6段階まででしたっけ、区分がね。その一番例えれば最高額というのかしら、一番高い利用時間数のところの段階でなければ、要するにその頭で切られてしまうから、つまりどんなに市が勘案しようが、何しようが、最高額までもう出てしまっていれば、それ以上はあり得ないということですね。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 国が定めます障害程度区分ごとの上限値が定められると思えますけれども、実際の申請の状況によりまして、それと異なるようなサービスの提供の必要性が認められるような場合があった場合には、市が別途、多分基準を定める形になると思えますけれども、それを審査会に意見を求めまして、国の基準と異なるようなサービス提供の必要性があるというようなことでの御判断をいただくような仕組みになるというふうに考えております。

○委員（長瀬りつ君） そうすると、段階ごとの上限値を超えた支給も、その審査会の方の意見をいただければできるというふうに判断してよろしいわけですね。

○社会福祉課長（町田悦郎君） はい、仕組みといたしますと、そのような仕組みになるかというふうに考えて

おります。

○委員（長瀬りつ君） ということは、つまり最終的な支給決定の決定権は市にあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○社会福祉課長（町田悦郎君） そのときには、委員会の御意見をいただくという形を経てということになりますけれども、最終的には市の方が決定をしていくということになると思います。

○委員（長瀬りつ君） 市に決定権があるとすると、不服申し立て、あるいは苦情申し立てのようなものは、市に対して行えばよいということですね。

○社会福祉課長（町田悦郎君） それに対しましては、東京都の方に提出をしていただく形になります。

○委員（長瀬りつ君） 東京都に対してするんですか。都が決めるわけじゃないですよね、市が決定するんですよ、支給は。市が支給決定をするのに、なぜ都に対して不服申し立て、あるいは苦情申し立てをするのでしょうか。つまり、申し立てをしている間、決定がおきるまで、つまりその人はサービス利用できないということになりますよね。苦情申し立てのシステム、きちんと市はつくるべきじゃないですか、市に決定権があるんならば。なぜ、都なのか教えてください。

○委員長（佐村明美君） 暫時休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 6分 開議

○委員長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 支給決定に伴います不服の関係でございますけれども、一義的には疑問等につきましては、市町村が応じるということになっておりますけれども、不服の申し立てにつきましては、都道府県知事ということでの説明を受けております。

○委員（小林知久君） 確認なんですけれども、今の国基準を上回るサービスが必要な場合、審査会にもう一回諮って、市の基準にのっとり決まるということなんです、それは障害程度区分の変更を審査会に諮るのでしょうか。それとも、程度区分の上限額を上回るサービスがオーケーかどうかというのを諮るのでしょうかというのをお聞かせください。

あと、すみません、もう1点、その際、これ合議体でやるんですかね、12人でやるんですか、そこもお聞かせください。

○社会福祉課長（町田悦郎君） ただいまの支給要否決定の意見でございますけれども、これは二次判定の意見を求めるとは別の形でございます、支給要否に当たっての意見をいただくということでは、支援法の22条の2項の該当事項かというふうに考えております。

また、その場合の意見の求め方でございますけれども、基本的には各合議体におきまして、それぞれの方の障害程度区分を御判定いただいておりますので、合議体におきまして、御判断いただくというふうに考えております。

○委員（小林知久君） これ、12人の委員の専門的な中立・公正な方ということで、一つこれ医師の部分なんです、これ6名ということだと思っておりますけど、これまた医師会に頼んで、いわゆる充て職的な人が来るんでしょう。それとも、そういういわゆる障害者医療に通じた人を頑張って探してくるんでしょうか。

それから、同じく残りの各障害にたけた人、それぞれ6名程度、身体、知的、精神で2名ずつということな

んですが、こういう方はどうやって探してくるという見込みを立てているのでしょうか、お聞かせください。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 医師の方でございますけれども、医師会等においてお願いをさせていただくときに、事業の性格といいますか、性質を十分に御説明をさせていただく中で、審査会の中で身体、知的、精神という方の御判断をいただくということを御理解をいただく中で、そういった方を選出させていただくというふうに考えております。また、それ以外の方でございますけれども、基本的には市内の中から適切な方を選んでいければというふうに考えております。

○委員（小林知久君） そうすると、失礼ながら医師会でしっかり選んでいけるかどうかという点と、そこで医師の方が通じているとは言いつつ、なかなか日常、例えば普通の内科の方がいらっしゃったときに、いろいろ迷われる点等があるかと思うんですが、規則の自分の関連する事業者からサービスを受けていると、この判定に参加できないみたいな7条がありますけれども、そういうときに例えばこれ身体の方1人ですけれども、身体の方が自分の関連する人だったと、外れなきやいけないというときに、そういう身体の方がいなくなってしまうというようなことがあり得るわけですね、事業所に属していたりしますと。そうすると、主に医師の方の意見が、残りの方、知的の方、精神の方とか、違う障害に関する方でも、当然、御意見は出てくるかとは思いますが、そうするとなかなか議論としてはしづらくなってくるとは思いませんか。当事者が外れる場面が出てくるときに、どのような対応をお考えになっているか、お聞かせください。

○社会福祉課長（町田悦郎君） 従事制限の関係でございますけれども、合議体の方に御提案を申し上げますときに、お名前は匿名になるわけでございますけれども、なるべくそういうことがないような形で御提案を申し上げるのが一義的には必要であるというふうに考えております。また、やむを得ず案件等の都合でなった場合には、その方のケースについては外れていただくような形をとるという形でございますけれども、極力そういうことが発生しないように、規定としてはそういうルールがあるということでございますけれども、極力そういうことがないような形で運営はしてまいりたいというふうに考えております。

○福祉部長（関田 実君） 医師会関係でございますが、今回、選任が決まりますと、研修会を東京都で行うということになっております。ですから、医師会の方、今回、選ばれてくる方ですね、それとあと身体、知的から選ばれてくる方、一緒に研修会を開いて、東京都の方で研修を受けていただくということで研さんしていただくという形になってございます。

以上です。

○委員（長瀬りつ君） この審査会の審査委員の選び方で、医療関係者3名という先ほどの御説明ですが、医師が例えば精神、あるいは内科、外科でもいいんですが、リハビリ関係のお医者さんもいらっしゃるとは思いますが、本当に障害を持っている方が地域でどんな生活をしているのかとか、重度の障害があっても自立をして地域で暮らしている、そういう実際生活、生活の実態を医師が本当に知っているのかどうかというところが、まず一つ疑問があります。そういう意味で、たとえ研修を受けられたところで、実際の地域の中でどんなふうに住んでいるのかということまで、医師が果たして把握をしているかというのが非常に疑問です。ですので、医療関係者という言い方でしたけれども、保健、福祉の関係者でもいいわけですね、それは、学識経験という意味であれば。そういう意味で、医師だけにとらわれないで考えていただきたいんですが、その辺については、どうなのかということ。

それから、身体、知的、精神というふうな3障害の特性を、実際に身体の方、あるいは知的の方たちと長く接してこられた方たちが、そのほかの例えば精神だ、身体だという障害の特性を客観的にきちんと見ることが

できるのかどうかというところが、それが多分目的で研修をされるんでしょうけれども、その辺については、市は選定するのに当たって、委員さんを選ばれるのに当たって、どういうふうに考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○社会福祉課長（町田悦郎君） ただいま医師という部分と、日常生活ということでの話をいただいたところでございますけれども、非常に専門性のある部分もございますので、医師が入っていただくことは必要であるというふうに考えております。また、それ以外の方におきまして、3名お入りをいただくということで、さまざまな視点から御判断をいただくというふうに考えております。

○委員長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第15号議案 東大和市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時26分 開議

○委員長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情

○委員長（佐村明美君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（関田 貢君） ただいま上程されました児童扶養手当の減額のことについて、これ理事者の方は児童手当の減額率の緩和に対する国の政策を、どのように理解され判断をされていますかということ、理事者の考え方、これによって国の政策と市の政策が変わっていくわけですから、国の考え方をどのように政策に対して理解を示しているかということ、まず1点お伺いしておきたいと思います。

そして、2点目はこの児童扶養手当制度の見直しによって、これ受給が5年後ですから、2010年になるんですか、平成20年になるわけですね。その5年後のことなんですが、そういう受給対象の金額が当市に及ぼす影

響というのが、どれくらいに見積もられているのか、金額がですね、そのことについて。そして、当然そういう金額が出るということは、対象者がわかると思うんで、それもあわせてお伺いしたいと。

以上です。

○助役（佐久間栄昭君） 理事者の考えということなのですが、この法律は15年4月に既に法改正がされているわけでありまして、法律のこれからかかろうという状況でないということが、まず御理解いただきたいと思えます。当時、みずから進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めるというようなことがあって、そういうことからどうも法律が改正をされたというふうに資料の中にあります。今からというとなんか何ですけれども、実は少子化だとかというのがあって、日本の人口が減っていくという中であれば、やはり子育て、あるいは出産しやすいような社会をつくっていくというのが必要だというふうに思います。

この児童扶養手当は、お母さんに対するものでありまして、男性の場合は障害がある場合とかということになりますので、その辺が簡単じゃないところがありますけれども、国として今までずっと受給後何年で2分の1にするようなことをしてきましたので、どういうわけでこうなったのかというのが、今、読み上げた自立ということを促すということで始まったんでしょうけれども、今、法律ができた後の話で申しわけないんですけども、本当にいいのかなという感じはしているということです。

○児童福祉課長（江田政雄君） ただいま御質問をいただきました、この法律の改正に伴う財政的な面、金銭的な影響、それから対象者について、どのようにとらえているかということですが、この児童扶養手当の法律の改正の中では、当然、5年後に上限額は決めてあるわけですけれども、一定の額について支給することができないというふうに表示をしているわけですが、ただ、この中で具体的な金額の減額率、こういったものに関しましては、この法律の中で政令で定めるところにより、その一部を支給しないと、このように定めてございます。この政令が現在、今の時点で全く決まっていなくて、こういうふうな状況でございまして、どのような形でこの減額がされて影響が出てくるのかというのは、今の時点で私ども全く把握できない、こういう状況でございます。ですから、影響が出ることは間違いないわけですが、具体的な金額、あるいは人数については承知をいたしておりません。ただ、何ていうんですか、今の時点でつかんでいる人たち、要するに平成15年の時点で支給対象になっている方たちというのは、349名の方がいらっしゃいますので、この方たちは何らかの形で影響を受けるだろうというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 今、理事者の方と担当の課長からお話を聞きましたけれど、こういうような先が見えない、これでよいのかなという助役の答弁でも心配の点がありました。こういうような心配で、当然、平成15年4月に児童扶養手当の一部改正が、制度見直しが行われたということをおっしゃっております。そういうことで、私たち議会でこういうことを今議論をするわけなんですけど、当然、理事者、首長あたりは東京都の市長会で、あるいは議長さんがいるから議長会でも、このような問題が取り上げられたことがあるのかどうか。もし、取り上げられていけば、国なのか、あるいは市長会で国に要望書だとか、陳情書を出したとか、あるいは議長会の中でも、そういうことが出されているのかどうか。もしあったら、その辺のこともお伺いしたいと。

以上です。

○児童福祉課長（江田政雄君） 今の御質問でございますが、この法律改正に伴う市のスタンスといたしましては、先ほど助役から説明があったとおりでございます。並行いたしまして、児童扶養手当に関しましては、財政的な負担が非常に問題になってきている状況でございます。従来、私どもは国からこの事業費の4分の3の

補助を受けている状況であったわけですが、これが3分の1に国が補助をしますよというふうな考え方が示されまして、従来、市の一般財源の負担が4分の1だったものが、3分の2に大幅に増大すると、こういうふうな状況が今出てきてございます。まだ、法律が改正されたわけではございませんが、こういう状況に対して、市の財政が著しく状況が悪くなるような状況があるということを踏まえまして、東京都市長会と、それから特別区の区長会で、この国庫負担割合の堅持に関する緊急の要望を出したと、こういう経過がございます。これは、平成17年11月8日に提出をいたしてございます。

以上でございます。

○委員（下条 学君） それでは、先ほどの15年度現在では349名おられたと。今年度、現在では支給されている方が何人いるのか、まず教えていただきたいのと、それから児童扶養手当の今回は件ですけども、児童手当が今年度から6年生までもらえると、収入によりですけども。そういう関係で、たしか児童育成手当が廃止になったとか、そういったものが経緯的なものがあったのかなと思うんですけども、こういう団体に対しての補助の今の現在の状況としてありましたら、教えていただきたいんですけどもね。

○児童福祉課長（江田政雄君） 最初に、現在、児童扶養手当を支給を受けている方がどういう状況なのかと、人数的にどういう状況なのかということでございますが、平成18年2月末現在でもって、この児童扶養手当を受けている方が、全部支給の対象者が436名、そして一部支給の方が242名、合計で678名の方が児童扶養手当を受給をしていると、支給されていると、こういうふうな状況がございます。

それから、この児童扶養手当の支給対象ということでございますが、この児童扶養手当の支給対象者につきましては、一定の条件のもとに18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているお母さん、または養育者に対して、この児童扶養手当を支給していくと、こういうふうな状況になってございます。

以上でございます。

○委員（下条 学君） 例えば、先ほどもお話した児童育成手当が昔あったと思うんですけどね。それが何年前かに半額になったか、たしかなくなってしまったか、そういう育成手当等で補われた部分、また収入の限度額とか、そういったものがたしかあったと思うんですけども、それがわかりましたら教えていただければ。

○児童福祉課長（江田政雄君） ただいま育成手当の状況についてということでございますが、この児童育成手当につきましては、支給対象の方につきましては、これも一定の条件のもとに18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に対しまして、この児童育成手当を支給していくと、こういうふうなことになってございます。手当でございますが、これは月額児童1人につき1万3,500円を支給していくというふうな内容になってございます。

それと、所得制限があるのかどうかということでございますが、当然、支給に当たりましては、所得制限が設けられてございます。扶養の人数等によって支給制限がされていくと、こういうふうな状況になってございます。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） 古い話になりますけれども、この児童扶養手当がつくられたのは、昭和36年、1961年のように聞いておりますけれども、その後いろいろと何回かの改正が行われて、その都度、母子家庭の皆さんは大変困った状況に置かれたというふうに思います。私たちは、そういったお母さん方からのお声を聞いて、これはよろしくないという態度をとってきたんですけども、でもその後、1985年にも変わったし、それからまた平成10年には所得制限が年間収入400万円から300万円に引き下げられたとか、それから平成14年の段階では、

この300万円ではいかにもということ、365万円に引き上げた。こういうことなんですけれども、実際に支給額は10円刻みのような支給になったということで、それから母子家庭の多くは離婚が原因だということがあるんですけど、その中で養育費もその8割を収入とみなして算定するとか、実際には離婚をした後、養育費が十分に支払われていないというような状況もある中で、そういったみなし算定が行われたとか。そういうさまざまな影響があったと思います。

平成10年の改正のときには、影響を受けた母子家庭は全国で6万4,000人とされています。それから、14年の改定では、これは人数でなくて、それまでの約46%が影響を受けたというふうに言われていますけれども、現在、聞いた数字は今年15年の改定の後、平成20年に向けての影響を受ける人の数字があったんですけども、その一番最初のころからすると、それぞれ母子家庭といっても子供さんは成長していっしょと思うんですよ。それぞれの段階で、どんな影響があったかということとはつかないと思います。まず、それだけちょっとお聞きしたい。

○児童福祉課長（江田政雄君） 大変申しわけございませんが、個別にどういうふうな影響が出たかということについては、具体的な数字は私どもで掌握してございません。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 昨年の3月に次世代育成支援計画を当市はつくられています、その中で母子世帯でとにかく一番困ったことは家計だというアンケートが出ていました。常勤の方が少なく、パートとか、アルバイトとか、内職とか、日雇いとか、そういったものが父子家庭と比べると多いという結果になっています。この陳情には、年間の就労の収入が162万円というふうに書いてありますが、当市の母子世帯の年間の平均的な収入はどのぐらいなのか、御存じであれば教えていただきたいと思っております。

それと、ひとり親家庭に対する支援のあり方みたいなものなんです、これも要するにみずから進んで自立を図りなさいよということで、就労支援を雇用訓練だとか、そういったことに向けて、とにかく仕事ができ収入があれば、何とかやっつけていけるでしょうということですが、この15年に改正があった後、そういうふうにはなっていないのではないかなというのが、先ほど助役の答弁であったというふうに思いますし、当市のひとり親家庭に対する支援も、都制度の医療費の助成とか、ひとり親家庭のホームヘルパーの制度とか、都制度のものはありますが、市独自として母子家庭への支援の政策をどんなふうにとってこられたのか、教えていただきたいと思っております。

○児童福祉課長（江田政雄君） 今、母子世帯で一番苦しいのは経済的な家計が一番大変なんだということで、年間の平均収入がどういう状況なのかというふうなことでございますが、これも大変申しわけございません、具体的な数字についてはつかんでおりませんが、全部支給の場合の方が先ほど御説明したような人数いらっしゃるわけですけども、例えば子供1人いらっしゃるお母様方で、年間おおむね130万円ぐらいの方は、全部支給の対象になるということですから、所得の低い方がかなりいらっしゃるという状況はあるというふうに認識をいたしてございます。

以上でございます。

○福祉部長（関田 実君） ひとり親に対する市の施策と申しますか、そういうものはどうなのかということですが、先ほどお話がございましたように、都制度の中での政策ということで、取り立ててひとり親家庭を対象とした市制度の施策というものについては、現在、行われていないのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 15年にこういう改正があって、市は何もしてこなかったということですよ。この次世代育成支援対策推進法ができたときに、市町村にそれぞれ義務づけられた市役所の職員向けの計画もつくりなさいというのが、推進法の中にはあったと思います。その中には、多分2004年の3月までにつくらなければならないというふうになっていたはずですよ。市役所として、要するに男女平等な市役所の実現に向けて、そういうものをつくりなさいよというのが、この推進法の中には書かれていたわけで、正規の職員だけではなくて、非常勤、嘱託とか、臨職とか、なおかつ母子家庭の母の雇用促進に関する項目もあったはずですよ、その中に、こういうものをつくりなさいというのが、そういった要するに女性の職員の募集とか、登用とか、それから職域の拡大というふうな方針をきちんと数値で、数値目標を示して定めるよというふうになっていたはずなんです、つまり市は今のところ、そういったことも何もしていないと。特に、市の嘱託、あるいは臨職さんを採用するのに当たって、母子の方を優先的にというか、そういう形で就労の機会を広げていくというふうな努力をしてきていないというふうに解釈してよろしいですか。

○助役（佐久間栄昭君） 母子の世帯に対して、特段、確かにしてはおりませんが、臨時職員の方は圧倒的に女性が多いわけで、そういうところでやり得ることは可能なんです、ある意味でその家庭の中に入り込むということも出てくるということもありますと、大変微妙なところがあるというふうに思われますが、おっしゃるようなことを確かに、今、市の職員では臨時職員にお願いする部分ってかなりの部分ありますから、それで女性の部分が圧倒的に多いということから見ると、そういうことも注意をするというか——ということで、精神的にはそういうことを考えていくということになると思います。ただ、はっきりそういうことを示して募集するということになりますと、また違った問題が出てくるかなということもあります。ちょっと、職員課ともそういうことについて話し合ってみたいと思います。

○委員（長瀬りつ君） 募集の仕方云々ではなくて、要するに次世代育成計画の中にも、就業機会の拡充を国や都に要望するとか、あとは職業訓練をしていますよ、こんなところでやっていますよという情報提供とか、そういうことはしていくと書いてあるだけで、市として何かするということが一切この計画の中には書かれていないわけですよ。だから、そういう視点が市としての政策の中に持つべきではないかということで、今、お聞きをしているんですね。人材育成の基本方針みたいなものもありますよね、東大和市内で言えば大変大きな人数を抱える職場であることは、大企業であることは間違いないわけですから。そういうことも含めて、市としての基本の政策のところ、就労の機会を母子、あるいはもちろん障害をお持ちの方もそうですけれども、国が定められている例えば障害者だったら何%クリアしているからいいやではなくて、そういう方向で考えていくというお考えはないわけですね。

○助役（佐久間栄昭君） 職員の採用は、現在、御存じのように、10数名採るところに500人ぐらいの人が応募してまいります。そこで、市の方としては、公平的に選ぶということもありますので、そういう点から大変枠を定める、女性の枠から幾つとかというのは定めるのが今のところ大変難しいということになっています。そういう事情がありますので、お話が出ましたので、やはり事務担当と一緒に考えていく必要があるというふうには思っています。

○委員（長瀬りつ君） 市として、ひとり親家庭への支援の独自の対策を特にないわけですが、今後、どういふふう支援をしていこうというふうに考えていらっしゃるのか、そこだけ伺わせてください。

○助役（佐久間栄昭君） ひとり親家庭の場合、男性と女性の家庭があるんですが、制度上では圧倒的に女性のひとり親——母子の家庭に対する方の制度が圧倒的に多い状況であります。男性の場合は、収入が得られる

ということなんでしょうか、少ないということは我々感じているところで、市独自といいますのは、これはまた別の方で、言いわけになります、現在の福祉は国の制度、あるいは都の制度の裏負担に市の財源が相当投入されてふえてまいっております、それが今の市の一般財源を圧迫しているというのが現状でありますので、そういうことを総合的に調整しながら、我々は成熟した社会ですから、福祉関係に財源が投入されるということは、そういう社会だというふうに思っていますが、先に義務的な経費を一般財源で必要としますので、その残りというのは、本当にわずかなところで今、四苦八苦しているのが今の財政であります。そういうことから、今のお話わかりますけれども、すぐにいろいろなことができるというような状況じゃない。ただ、理論的にはわかっているということで、御理解いただきたいと思います。

○委員長（佐村明美君） 委員の方々に申し上げます。

できるだけ陳情要旨に沿っての質疑をお願いいたします。

○委員（下条 学君） 申しわけありません。一番最後の陳情理由の中で出てきます母子家庭への自立に向けた就業支援の一層の充実といった点でございます。

ちょっと、長瀬さんと並行しちゃいますけども、この母子家庭の就業支援策として、たしか専門学校、また資格を取るための学校等に通うと、2年間月額たしか15万円前後だったと思うんですけども、そういう支給費が出て支援をしていくという支援があったと思うんですけども、これをちょっともう少し細かく説明していただきたいのと、これに向けて、そういう支援とか、御紹介は市はどのようにして行っているのかをお伺いします。

○委員長（佐村明美君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 開議

○委員長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○児童福祉課長（江田政雄君） ただいま御質問がございました母子家庭自立支援の給付等に関しては、三つの制度があるわけでございます。常用雇用の転換奨励給付金、それから自立支援の教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金と、こういったものが支援のための給付金としてあるということでございますが、私ども東大和市においては、このいずれも現在実施していないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員（下条 学君） 実施をしてないというのは、どういう状況なんですかね。紹介をしてないということなのか。要するに、そういう話を求めてきている人がいないからしてないということなのか。もしくは、そういう紹介も一切してないという状況なんでしょうか。

○児童福祉課長（江田政雄君） 現在、このようなことに関して、私どもの方では情報提供も含めて、今やっていないと、そういう状況でございます。

○委員（下条 学君） そうしますと、今、受けている人がいないということですけども、この就学等で勉強する、たしか2年間月額幾らだったかというのが、わかれば教えていただきたいんです。その申し出があったときには、市はその状況にこたえて、そういう支援はする方向性を持っているのかどうか。細かく言いますと、要するに母子家庭の家庭で自分が将来子供を育てるために、ひとつ資格を取りたい、そのために専門学校に通うという申し出があったときに、市としては、このような応援はできるんでしょうかということまで、すべて

お話し聞きたいと思いますけども。

○**児童福祉課長（江田政雄君）** ただいまの御質問でございますが、この給付金を実施していないということでございます。

○**委員（小林知久君）** 陳情で900名の方が合わせて出されているということで、そういうひとり親の方、これは母子も父子も含むんですが、そういう実態というのは、どこで把握をされているのか。

それから、こういう支援策やっている、やっていない、何かおおむねやってないようなんですが、そういう支援策の第一歩として、まずは情報をもらいに行きたい、相談に行きたいというのがひとつ大きいと思うんですが、これは市の窓口としては、どこになっているのか。相談を受けるところと一緒だと思うんですが、今、課長が御答弁でおっしゃったような種々の施策の情報収集ですとか、そういうものですね、児童福祉課なのはわかるんですが、ひとつ子ども家庭支援センターとの絡みと、今度、手当はたしか係も一つふえる、障害の方がふえるんですけど、そっちは違うのかな。社会福祉課の方に多少児童の部分が移行されるというお話もありますが、そういう中で今の社会福祉課が制度改正、組織改正されますが、そうなった際には、どこにこういう担当の方がいらっしゃるのかを教えてください。

○**児童福祉課長（江田政雄君）** ただいま御質問いただきました児童扶養手当の対象者の把握ということでございますが、私どもの方は基本的に申請主義で手当等について事務を進めているということでございますので、広報等でもって周知はしておりますが、基本的には申請をしていただいたものに対して、対応していくと、こういうふうな考え方でございます。

それから、窓口はどこかということでございますが、この件に関しましては、ただいま質問者もお話をいただいておりますけれども、児童福祉課の児童福祉係でこの対応をしているということでございます。

以上でございます。

○**委員（小林知久君）** 手当もそうなんですが、いわゆる就業支援とかの相談窓口、それから関連施策ですよ、情報収集をして、こういうのもありますよみたいな場所というのは、児童福祉課の児童福祉係というのは、いわゆる手続の場所だけですよ。その辺は、どうなっているのでしょうか。

○**児童福祉課長（江田政雄君）** 大変失礼いたしました。現状、今の時点では母子自立支援員、それから母子婦人相談員、これが私どもの児童福祉課の児童福祉係に1名配置されておまして、あと東京都から派遣されている婦人相談員がいるわけでございますが、この方たちが今御質問がありました就労支援等についても、当然相談をいたしてございます。

それから、子ども家庭支援センターの中でも、包括的な全般的な相談を受けている状況がございまして、この中でも就労に関する相談等もあるわけでございますが、最終的には子ども家庭支援センターに相談された内容については、横の連携を図りまして、母子自立支援員、あるいは婦人相談員と連携を図りながら、それらの情報を提供していくというふうな状況になってございます。

以上でございます。

○**委員（小林知久君）** 重ねてで申しわけありませんが、先日、ちょっと私も友人がそういう離婚訴訟中の方がいまして、いろいろ聞いてほしいということで、平日、昼間働いていて来られないということで、相談先どこなんだろうかという話で、母子婦人相談員の方ですとか、先ほどの就労相談をやっているということですが、私としてはもうちょっとせつかく子ども家庭支援センターが土曜日もやっています。そっちの方で、土曜日も受け付けていただけるような場所をつくっていただけると、今みたいに平日きっちり働いている方なんかも対

応していただけるんじゃないかと思えますし、そういうプラスアルファの施策をやっていただきたいと思うんですが、そういう部分はどうか。

○児童福祉課長（江田政雄君） ただいま御質問いただきました件に関しましては、私どもも児童虐待も含めまして、これから対応していく基本的な姿勢といたしまして、役所の中で、それから関係機関等もそうなんですが、横断的な連携がぜひとも必要な状況になってきているということは認識をいたしてございます。そういうこともございますので、ことしの4月以降につきましては、子ども家庭支援センターが土曜日も開館をするというふうな状況になりましたので、当然、子ども家庭支援センターに行って御相談をいただいた方に関しましては、先ほどお話ししました母子自立支援員、あるいは婦人相談員等と横断的な連携を図りながら、でき得る支援等の情報提供をしていくことが必要だろうと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

18第2号陳情 児童扶養手当の減額率の緩和に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、意見書を提出することになりますが、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時 5分 開議

○委員長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会の特定事件調査事項を、お手元に御配付のとおり決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣につきまして、お諮りいたします。

ただいま決しました調査のため、委員派遣を行う必要がございます。よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（佐村明美君） これをもちまして、平成18年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時 6分 散会